

令和4年3月 日

小金井市公共施設等総合管理計画（令和4年3月改定）（案）に対する意見
及び検討結果について（概要）

小金井市市民参加条例第15条の規定による小金井市公共施設等総合管理計画（令和4年3月改定）（案）に対する市民提言制度（パブリックコメント）を実施した結果について下記とおり公表します。

なお、お寄せいただいた御意見と検討結果については、小金井市ホームページに掲載して公表するほか、企画政策課（市役所本庁舎2階）、広報秘書課広聴係（市役所第二庁舎1階）、情報公開コーナー（同6階）、公民館各館、図書館（本館）、東小金井駅開設記念会館、婦人会館、保健センター及び総合体育館で御覧いただけます。

記

1 施策の名称 小金井市公共施設等総合管理計画（令和4年3月改定）（案）

2 意見の募集方法

(1) 意見募集期間

令和4年2月10日から3月9日まで

(2) 意見提出方法

直接持参、郵送、ファクス又は電子メール

3 意見の提出状況

(1) 提出人数

| 区分 | 直接持参 | 郵送 | ファクス | 電子メール | 計 |
|----|------|----|------|-------|-----|
| 個人 | 1人 | — | 1人 | 10人 | 12人 |
| 団体 | — | — | — | 1人 | 1人 |
| 計 | 1人 | — | 1人 | 11人 | 13人 |

(2) 延べ意見数

22件

4 寄せられた意見と検討結果

別紙のとおり

5 問合せ先

小金井市企画財政部企画政策課企画政策係

電話 042-387-9800

FAX 042-387-1224

E-Mail s010199@koganei-shi.jp

小金井市公共施設等総合管理計画（令和4年3月改定）（案）に対する意見及び検討結果について

意見募集期間：令和4年2月10日から3月9日まで

意見提出数：13人・22件

| 番号 | 項目 | 寄せられた意見 | 意見に対する検討結果 |
|----|------------------------|---|--|
| 1 | 第2章 公共施設等の現状及び将来見通し | <p>【「公園」について】</p> <p>34 ページには「平成 26 年度に都市公園及び児童公園を含む 53 公園を対象として行われた『公園等利用実態調査報告』では、全体的に利用者は高い満足度が得られている」と記載があります。ですが、この数年の間に、園庭のない保育園が急増し、特に、武蔵小金井駅周辺では、多くの園児が街なかを散歩しています。</p> <p>保育園が多く、公園が少ない地域では、少ない公園を譲り合っで利用されていることと思います。</p> <p>1 112 ページにも、平成 26 年度の調査結果が引用されていますが、次の調査はいつ予定されていますか。</p> <p>2 市長への Eメールの回答には、「市として、各保育園に、散歩で行ける公園数が足りているか・外遊びの時間が足りているか等の調査は行っていない」とありましたが、この調査を実施していないのはなぜですか。調査の予定、市が実施するものではないが代わりになる調査等、ありますか。</p> <p>3 平日の日中、未就園児も公園を利用しますが、保育園のお散歩で遊んでいる集団の子ども達がいると、怖がって、一緒に遊ぶことができない未就園児もいます。</p> <p>保育園のお散歩も、未就園児の公園遊びも、どちらも子ども達の育ちにとって大切な機会です。</p> | <p>公園等利用実態調査については、国の緊急雇用創出事業を活用して調査を実施しているものであり、今後、具体的な調査の予定はございません。</p> <p>公園につきましては、本計画によるものの他、本市における公園・緑地の在り方を構築するため、小金井市公園等整備基本方針を策定し、関係機関及び市民の皆様とともに方針の具体化について検討し、「質の高い」公園づくりに努めることとしています。今後の検討に当たりましては、御意見を参考とさせていただきます。</p> <p>なお、保育施設に関する御意見・ご質問に関しましては、「新たな保育業務の総合的な見直し方針（案）」の中で適切に対応するものと考えています。</p> |

| | | | |
|---|----------------------|--|---|
| | | <p>園庭のない保育園を増やしてきたのは小金井市なので、保育環境や子育て・子育て環境について、よりよくなるよう、庁舎跡地の活用等も含め、「提供公園だけに頼らない公園整備」を、お願いいたします。</p> <p>「新しい生活様式」も踏まえ、手洗い場等の整備もお願いいたします。</p> <p>4 「認可保育園においては、基準を満たす園庭がない場合には、徒歩圏内に、水飲み・トイレのある公園を、代替遊技場として設定している」とのことですが、</p> <p>① 徒歩圏内というのは具体的に徒歩何分・直線距離で何メートル以内など、基準はありますか。</p> <p>② 市内で、「代替遊技場として設定している園の数」が多い公園を教えてください。(多い順に3?4位くらいまでの公園名をかまいません。)</p> | |
| 2 | 第4章 施設類型ごとの基本的な方針 | <p>【「公立保育園」の記載について】</p> <p>パブリックコメント募集開始前から、「公立保育園の廃園は、まだ方針案に過ぎないはずなのに、公共施設等総合管理計画案に、『?廃園が予定されている』と記載されている」と指摘されて、市議会の内外でも、批判されてきたと思います。</p> <p>私も、この記載については、おかしいと思います。せめて「?現在、廃園が検討されています」程度の記載にとどめるべきであったと考えます。</p> <p>市議会でも反対意見があり、市民からの陳情や多数署名も集まっている方針案を、決定事項のように、記載するのは、市政への不信感を高める要因となると考えます。</p> <p>「市民参加のプロセスが尊重されるよう」「各計画内での記載が、市役所の担当者の一存で、先走って記載されることのないよう」市役所の姿勢の改善を求めます。</p> | <p>84頁「④ 基本的な方針」については、「新たな保育業務の総合的な見直し方針（案）」で市民の皆様にお示ししている内容を要約して記載したものであり、決定事項としてお伝えしている主旨ではございません。御指摘を踏まえ、「<u>廃園とする方針案を提案しています。</u>」と修正いたします。</p> |

| | | | |
|---|--------------------------------|---|---|
| 3 | 第4章 施設類型ご との基本的 な方針 | <p>【第4章 第3項 社会教育系施設 (1) 公民館】70頁</p> <p>公民館は、地域で人間関係を構築できる人々の交流の場のみならず、何らかの理由で長期間、地域との関係を持っていない人が見守り支援や訪問支援などを経て、地域へ一歩踏み出す機会を確保する貴重な場であると考えます。令和2年の社会福祉法改正に伴う、重層的支援体制整備事業の任意実施等、今後の福祉のありかたを考えると、公民館が保持すべき機能に関しては「多機能性を備える余地を残す方策」をとることによって、地域ニーズの変化に合わせて対応でき、機動力のある公民館として効果的に機能するのではないかと考えております。</p> | <p>本計画においては、53頁「第2節 公共施設等の管理に関する基本的な考え方と取組方針」に記載のとおり、サービス需要の変化に的確に対応するため、多機能化や複合化の積極的な推進等、資産活用による市民サービスの向上に努める旨を記載しています。</p> <p>そのうえで、公民館について、大規模修繕の時期が到来した際には、同種類施設との集約・複合化等も視野に検討を進めることを方針としています。</p> <p>今後、計画的な修繕の実施に当たり施設の在り方を検討する際には、頂きました御意見を参考とさせていただきます。</p> |
| 4 | 第2章 公共施設等 の現況及び 将来見通し | <p>「31ページ(4)複合施設の状況」で、「本市の複合施設は、児童館、学童保育所等の子育て支援施設や公民館、図書館等の社会教育系施設に多いことが特徴として挙げられます。」とあります。これは、「小金井市の施設分類の中では、子育て支援施設や社会教育系施設に多い」という意味でしょうか。自分が読み取るとしたら、「他自治体と比較して、子育て支援施設や社会教育系施設の複合施設化が多い」という意味には取れないと思います。</p> <p>「〇〇が多い(少ない)のが特徴」等の記載をする時には、「何と比べて・何の基準で、多い(少ない)と判断したのか」「その多い(少ない)とする根拠は何なのか」を、明確に記載すべきだと考えます。</p> <p>また、複合施設化は、今後の公共施設マネジメントにおいて、重要な検討課題になる部分だと思われまますので、「現状」の項についても、もう少し詳しく記載してもよいのでは、と感じました。</p> | <p>「(4) 複合施設の状況」については、他の自治体との比較によるものではなく、本市の公共施設の中での複合化の特徴を記載しているものとなります。</p> <p>御指摘を踏まえ、「本市では、児童館、学童保育所等の子育て支援施設や、公民館、図書館等の社会教育系施設において、<u>他の施設類型よりも複合施設が多いことが特徴として挙げられます。</u>」と修正します。</p> <p>また、53頁「(3) 3つの基本的な考え方」に記載のとおり、今後の人口動向や将来更新費用の見込み等から、公共施設の最適化を図るうえで、多機能化や複合化等の積極的な推進は、必要な課題であると認識しています。今後の取組の推進に当たっては、御意見の視点も参考とさせていただきます。</p> |
| 5 | 第3章 公共施設等 の総合的かつ 計画的な | <p>1 「58ページ」に、「実際に統合・廃止等を行うには、該当の所管課だけでなく複数の課が連携して推進していく必要があるため、関係課と協力し全庁的に取り組んでいきます。」とあります。しかし、公立保育園3園の廃園方針案については、クローズの</p> | <p>個別の施設に係る方向性については、本計画を踏まえて、今後の需要見通しや管理運営状況、根拠となる法令等を勘案しながら、施設所管課において適切に検討するものとなります。検討過程においては、59頁「第1項 取組体制」を踏まえ全庁</p> |

| | | | |
|---|--|--|---|
| | <p>管理に関する基本的な方針</p> | <p>庁議・市長と担当課の独断で、強引に進められている印象です。</p> <p>市が、「通園児だけでなく、未就園児・未就学児を対象とする公的な子育て支援の場」でもあり、「公立の児童福祉機関の拠点であるはずの公立保育園」の数を減らす方針案を進めたいのならば、(市民や在園児保護者・園関係者の意見を聴いて対話することは当然ですが) 保育課だけでなく、健康課や子育て支援課・防災や都市計画の関連部課なども、積極的に関与して「子どもたちの安心安全を第一に、庁内で様々な意見が出されている様子」を見せていただきたいです。</p> <p>そして、全庁的に、「当該園周辺地域の、官民の子育て支援リソースの把握や活用」「廃園に伴い、当該園周辺地域の未就学児全体の日常生活や有事の際の避難行動等に、どのような影響があるか」「跡地活用案(複数)」等の検討に取り組んでいる姿勢を、方針案の検討段階で、市民によく見せてください。</p> <p>児童館や学童についても、今後建て替え等が課題になるかもしれませんが、このままでは、市長と特定の部課が独断で進めるのでは?と心配です。</p> | <p>的な取組体制を推進するとともに、その他の関連計画における事業運営等の在り方の検討に当たっての庁内連携も含め、適切な対応を図る考えです。</p> |
| 6 | <p>第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針</p> | <p>2 「58 ページ 図 46 施設評価フロー(市民サービスの提供量)」等について</p> <p>1) まず、描線や文字が薄くて見づらいです。</p> <p>2) 需要や重要性について、フローの分岐が「あり・なし」とありますが、人口減や感染症禍等で、利用者が減ることはあっても「公共施設の需要が完全に無くなる」ことは、あまりないだろうなというイメージです。</p> <p>また、需要は少なくとも、「その公共施設・公的サービスがその場所から無くなる」と困る住民がいる。民間では採算がとれない・プライバシーに踏み込んだ福祉サービスが難しい等で、市が設置できないなら、都や国の施設を誘致したり、近</p> | <p>58 頁「図 46 施設評価フロー」については、御指摘を踏まえ、描線や文字を見やすくなるよう修正いたします。</p> <p>本フローについては、58 頁に記載のように、「その方針をもとに、より具体の施設の状況、周辺施設との関係、市の施策等を踏まえ方針の妥当性・実現性を検討していきます。」としており、導き出される結果を出発点としたうえで、その妥当性や実現性を、施設の状況や市民の意見を踏まえ精査するものとしているものです。評価項目及び選択肢について、頂きました御意見を参考に、評価項目の説明及び選択肢の表現を修正いたします。</p> <p>なお、総量抑制という考え方は、本市の現状や課題を踏まえ、</p> |

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | <p>隣自治体の同種の施設への交通アクセスを向上させる必要がある」等の場合は、フローを辿った先が、単なる「縮小・廃止」でいいのだろうか？という印象を受けました。</p> <p>「総量抑制」が前提の計画なので、需要減少も含めて「需要：ない」と表現しているのかもしれませんが、フロー上の表記をシンプルにする必要があったのかもしれませんが。</p> <p>もし廃止が決まった施設があったとして、最後までその施設を利用したいと思っている市民・廃止に反対する市民に対しても、「需要：ない 重要性：ない」という表現は、失礼なのでは？という印象を受けました。</p> <p>もし、このフロー図をそのまま計画本文に採用するのであれば、「需要なし」「重要性なし」の定義・判断基準・判断根拠などを、注釈か本文で、示してください。</p> <p>3) 「需要の有無の判断」に関連して。財政難により必要な「総量抑制」といっても、総量抑制のバイアスありきでは、住民のニーズの調査・可視化が滞るのでは？という不安があります。</p> <p>例えば、「市・市長が、一時保育の拠点の数と配置をどう考えるか」「園庭無し保育園が、お散歩で利用する公園の数や外遊び時間は足りているのか」等について、市長へのEメール等で伺ったことがあります。その回答は「保育の質・未就園児の子育て環境の質を確保するため、具体的な対応策・対応予定がある」というものではなく、総量抑制（公立保育園の廃園方針案の強行）が何より優先されているのだろう、という印象の内容でした。主観的な感想で申し訳ありませんが、市の子育て支援・保育行政・公共施設マネジメントへの不安・不信感は、高まっています。</p> | <p>市民サービスの向上を図るための手段に位置付け、真に必要なとなる公共施設等は今後も整備を行う前提に立ちつつ、新規整備と既存施設の縮減等を図りながら、市全体としての総量は抑制することとしています。頂きました御意見を参考に、今後も公共施設の最適な配置に向けて、取り組んでまいります。</p> |
|--|--|--|---|

| | | | |
|---|---|--|---|
| 7 | <p>第3章 公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本的な方針</p> | <p>3 「公共施設（公立施設と、公立施設と同様の機能を有する民間施設を含む）等の利用圏の想定と、配置について」</p> <p>平成29年の公共施設等総合管理計画47ページにあった、「図33 利用圏域による配置の検証例」は、乳幼児を連れて行く・子どもを連れて行く必要のある子育て支援施設（一時保育や園庭開放を含む）や、小学生が徒歩で移動する児童館等の配置の検討にこそ、必要な検証方法だと思います。</p> <p>また、高齢者・障がい者・小さい子どもを連れた保護者等が利用する施設に関しては、施設内ユニバーサルデザインと同様に、市内からのアクセスのバリアフリー、特に国分寺崖線の急坂の移動を考慮して、配置・存続計画を立てていただきたいです。</p> <p>現に、先日パブコメ募集をしていた図書館基本計画（案）では、「利用圏を半径1kmと考えた場合、市内全域をカバーできる」「急勾配の坂が移動の障壁になっている側面もあり、坂下の西之台会館図書室は、規模に比べて利用が多くなっている」旨の記載があったかと思います。図書館の基本計画で図解できることならば、他の建物施設の計画でも、説明できるはずです。</p> <p>もちろん、公共施設等総合管理計画の紙面・本文に、何の図をどこまで入れるのか、という判断はあろうかと思いますが。</p> <p>しかし、将来人口減による需要減少が見込まれるとはいえ、移動が困難な人こそ必要とする可能性の高い施設・交通弱者へのケアやケアラー支援に関わる施設（福祉避難所・緊急一時保育等含む）については、ある程度「利用圏を意識して・客観的な根拠をもとに」分散して配置するべきなのではないでしょうか。</p> <p>「利用者目線での、施設の利用圏の適切な設定」と「都・国の施設や、民間施設で、同様の機能を有する施設がある場合は、</p> | <p>本計画については、公共施設等を総合かつ計画的に管理するための基本方針を定めることを目的に、中長期的な視点に立った公共施設等の在り方に関する基本方針を掲載しています。</p> <p>今回の計画改定に当たっては、国から示された計画策定指針に準拠するとともに、令和2年度までに策定された個別施設計画等の内容を反映させることが必要であることから、掲載情報量が大きく増加しています。</p> <p>御意見をいただいた「利用圏域による配置の検証例」については、施設の統合や廃止に係る手法、検証モデルとして掲載していることから、計画の目的や情報量等を勘案し掲載しないこととしています。</p> <p>しかしながら、今後、公共施設全体の最適化や在り方を検討する上では非常に有効な手法であると考えています。御意見については、検討を進める際の参考とさせていただきます。</p> |
|---|---|--|---|

| | | | |
|---|----------------------|--|---|
| | | <p>その配置図の参考資料も含めて、設定した利用圏で、市内全域をカバーできているかどうかの図示」がなされれば、市民の安心感に繋がると思います。</p> <p>こういった利用圏の図示等について、本計画に掲載するかどうかは別としても、「利用者目線も含めた適切な利用圏の検討」をせず、「(保育・子育て支援施設等) 市内を一区域として設定しているので、施設の空白地域が生じていても問題ないと市は考える」などと、「施設が少なくて不便な地域・施設の縮小廃止で不便になる地域から、目を逸らす」のは、やめていただきたいです。よろしくお願いいたします。</p> | |
| 8 | 第4章 施設類型ごとの基本的な方針 | <p>4 「85 ページ 幼児・児童施設②施設位置図について」</p> <p>「子どもとその保護者なら、開館中、基本的に誰でも利用できる子ども家庭支援センター・児童館」と、「利用要件を満たして入所を希望した児童のみが、放課後利用している学童保育所」とを、同じ記号でプロットすることに、違和感があります。</p> <p>市としては、「学童保育所も、平日午前中に学童ひろばとして地域の未就園児に開放しているので、学童保育所も同じ記号でよい」ということなのかもしれませんが、未就園児親子の遊び場・子育て支援の場としての学童保育所には、バラつきと伸びしろと限界があると感じており、学童保育非利用の保護者としては、「学童は、学童ひろばがあるので、ゆりかご・児童館と同種の施設」と言われたら、抵抗感があります。(学童ひろばの担当職員の方々には、過去、短い期間・時間でしたがよくしていただき、感謝しております。)</p> <p>可能であれば、62 ページの小・中学校や、66 ページの集会施設・高齢者いこいの部屋の施設位置図のように、児童館と学童保育所とで、印を色分けしていただきたいです。</p> | 御指摘を踏まえ、第4章に掲載の全施設類型に係る施設位置図について、凡例を色分けして図示するよう修正いたします。 |

| | | | |
|----|----------------------|--|--|
| 9 | 第4章 施設類型ごとの基本的な方針 | 84ページで保育園の廃止が盛り込まれている。確か市議会では準備行為の禁止を趣旨とする陳情書が全会一致で可決されたという。経緯呈されれば、書き込むということであるが、変更があれば、途中でも書き込むことができるはずである。なのにことさら市立保育園の廃止のみを取り上げて書き込むのは異常である。西岡市長は市民の声を聴きながら判断されると思ってきたが、こう書く方をするとところを見ると、何が何でも保育園を廃園にしたいという意思の表れとってしまう。 | 84頁「④ 基本的な方針」については、「新たな保育業務の総合的な見直し方針（案）」で市民の皆様にお示ししている内容を要約して記載したものであり、決定事項としてお伝えしている主旨ではございません。御指摘を踏まえ、「 <u>廃園とする方針案を提案しています。</u> 」と修正いたします。 |
| 10 | 第4章 施設類型ごとの基本的な方針 | 86ページ「子どもの多様な居場所の提供を推進していくとともに、同種類似の施設やサービス提供状況を踏まえ、一小・南小地区児童館の整備を含めた児童館の在り方を定める必要があります。」とあるが、現状南小の学童保育所はかなり窮屈と聞くが、いつまでに対応方針を決め具体化するのか？この場所で大丈夫か。長年放置されてきたこともあり、土地の購入目的通り、児童館・学童保育所が立つと、周辺住民に知らされ了解を得ているようには思えないが、いざとなると立ち往生することはないのか？ | 86頁に記載のとおり、一小・南小地区児童館の整備については、児童館の在り方を踏まえた対応と現有する天神前集会施設との関係整理が必要と考えています。中長期的な年少人口見通しや財政状況も踏まえ、引き続き検討してまいります。 |
| 11 | 第4章 施設類型ごとの基本的な方針 | 96ページ本庁舎、西庁舎、本庁暫定庁舎及び100ページ 文書倉庫は新庁舎建設によって建物、土地は不要となるが、いずれも資産価値の高い大きな道路や中心市街地に存在している。これらは何かに活用するのか、それとも地区計画の変更も含め民間への売却も手である。方針を今明確にしておかないと、手続きに一定の時間がかかるので、次回に回すということにならないのではないか。 | 庁舎等移転後の跡地の活用方策については、移転時期を踏まえ検討することとしています。お寄せいただいたご意見も踏まえ、適切に対応してまいります。 |
| 12 | 第4章 施設類型ごとの基本的な方針 | (P75～76)「第4章 施設類型ごとの基本的な方針—第3項社会教育施設—(3) 博物館等」における「環境配慮住宅型研修施設」に関する記述について意見を述べさせていただきます。 ■はじめに 環境配慮住宅型研修施設は、小金井市が「東京都地球温暖化対 | 環境配慮住宅型研修施設に対する評価の必要性等について、貴重な御意見をお寄せいただき感謝申し上げます。一部設備の老朽化は進んでいるものの、導入されている技術については、現在においても有用なものと考えています。しかしながら、本計画は市の公共施設等全般の計画であることから、各施設の |

策等推進のための区市町村補助金」を活用し、市職員も参加して市民・事業者と協働で「地域から地球温暖化を防止すること、暮らしの中で温室効果ガス発生を抑制すること、及び環境負荷を低減した生活に関することを市民、事業者及び市が協力して普及啓発していくこと」を目的に設置されました。

設置後10年が経過する今日まで小金井市が他市に誇れる環境啓発施設として設置運営されてきたことに敬意を表するとともに、施設の企画立案・設計から日々の運営・維持管理に携わってくださってきた皆様に深く謝意を表します。

■施設の設置目的に対する評価の必要性

当館は特に「博物館等」という分類に該当する特定目的の施設であることから、市の公共施設等総合管理計画として、課題や今後の方針等について言及する前に、当館が果たしてきた役割や有用性に対する評価についてまず触れておく必要があると考えます。

概ね以下のような評価が与えられるのではないのでしょうか。ご検討ください。

環境配慮住宅型研修施設は、従来の公共施設と異なり、身近な太陽熱、風、雨水の温かさや冷たさなどの自然の資源性を緩やかにとりこんで活かす建築物（エクセルギーハウス）として、天井や壁、床などの温度（放射熱）調節することで、体に優しく、ゼロエミッションな建築を実現するものであり、当館に施された創意工夫は、断熱遮熱扉、天井冷放射パネル、太陽熱温水器、床下放熱タンク、ペレットストーブ、雑排水浄化用砂層水路等として反映されました。

2011年9月竣工、検証の結果、環境負荷の少ない実験施設として実質的にCO2排出ゼロが達成されています。以後、多くの来館

「現状や課題」「基本的方針」について、統一的に記載させていただきます。

（※ 頂きました御意見の項目が多岐に渡ることから、以下、項目別に回答を記載しています。）

【75頁「③ 現状や課題」について】

「修繕費が高額となる傾向にあります。」との記載について、環境配慮住宅型研修施設の設備は設置から10年が経過し高度な設備及び機器に不具合や更新の必要が生じています。今後、修繕及び更新を実施するには、高額な修繕費用が見込まれます。ただし、御意見をいただきましたとおり、現状として大規模な修繕の実施までには至っていないことから、「当該特許技術が採用されていること等から、保守管理業者が限定されるほか、一般の施設に比べ修繕費用が高額となる傾向にあります。」との記載を削除いたします。

「建築後10年が経過し不具合が生じています。」との記載について、技術を有する事業者へ保守点検を委託し、月1回の巡回点検による確認、調整や季節ごとの設定を実施しています。しかしながら、設備は設置から10年経過し、高度な設備及び機器に不具合や更新の必要性が生じているものです。頂いた御意見を踏まえ「建物は、高度な技術を備えていますが、保守管理業者が限定されるほか、建築後10年が経過し設備に不具合や更新の必要が生じています。」と修正いたします。

「利用率が低い」との記載について、平成31年3月に小金井市環境配慮住宅型研修施設条例を改正し、利用範囲を緩和してきたところではありますが、今後、多くの市民の方々に利用していただけるように、施設の在り方を検討する中で、施設利

者にその環境性能の体験を提供してきました。

極暑期でなければ、エアコンなしでも自然エネルギーを活用して過ごせる施設として、竣工後 10 年を経過した現在においても色あせない先進性を有する施設であると評価しています。

■ 「③現状や課題」についてその 1 「一般の施設に比べ 修繕費用が高額となる傾向にあります」について

○ 修繕費用は殆どかかっていないのではないのでしょうか？

市が公表している「施設カルテ」によると、当館で H30 年度～R2 年度に要した修繕費は H30 年度の 5 万円のみとなっています。

これは、同じ 3 年間で同様の貸室等として利用の用に供している他館と比べて高額ではなく、むしろ修繕費用は安価で済んでいるものと見受けられます。(例えば、市民会館 8.2 万円、公民館本館 379.4 万円、上之原会館 225.7 万円であり、当館は 1.6 分の 1～76 分の 1 とかなり低いものとなっています。)

当館は、他の施設との併設ではない、独立した建物でありながら、他の貸室施設と比べて同等以下、数十分の一程度となっており、修繕費用が高額となる傾向にあるとはいえず、提示された計画案の表記の仕方について修正が求められるのではないかと思います。

○ 「修繕費用が高額になる傾向」とありますが、市としてこれまでに具体的にどのような調査をされ、一般の施設と比べてどこが高額になると言及されているのかご提示ください。

■ 「③現状や課題」について—その 2 「建築後 10 年を経過し不具合が生じています」について

上述のように、過去の修繕費が少ない中で、不具合が生じてい

用の敷居を低くするとともに、空調設備を導入することによって閉館している 8 月の極暑期や、極寒期も安定的に開館し、利用率の向上を図っていきたくと考えています。また、施設の利用料、申請方法、各種設備、ソフト面等については、今後、施設の在り方を検討する中で、小金井市環境審議会や関係団体等からの御意見等を参考に検討して行きたいと考えています。

様々な御意見をいただきありがとうございます、今後の参考とさせていただきます。

【75、76 頁「④ 基本的な方針」について】

環境配慮住宅型研修施設に備えられている設備について、御指摘を踏まえ「高度な技術を得た設備等の不具合によるサービスの低下や事故の発生、財政負担の増加を防止するため、保守管理業者が限定されない設備を導入します。」と修正いたします。その他、施設の設備、運営面等の多岐に渡る御意見をいただきありがとうございます、今後の参考とさせていただきます。

るということは、むしろ、必要なメンテナンスが十分に施されてきたかどうか確認が必要と思われます。

例えば、現在、不具合が生じているといわれている太陽熱温水器等も10年経過すれば一般的に設備交換時期であることなどを考慮すれば、10年間ほとんど修繕費がかかっていないのだとすればむしろ大事に活かされてきたということであり、「(特殊技術を備えたものだから)不具合が発生している」という偏重的な見方と記述は改めた方がよいと考えます。

■「③現状や課題」について—その3「利用の範囲を環境関連の事業やイベント、会合等に限定していることから、利用率が低く、利用料収入は大きくありません。」について

1. 「利用範囲」の考え方が狭義に捉えられてしまっている

○ 「環境」を狭義に捉えているために利用率が低くなっている
これまでの利用申請に対する許可（不許可）の状況をみると、市の申込受付時の「環境」という言葉の意味が狭義に捉えられすぎてしまっているのではないかと見受けられます。その結果、利用希望する多くの市民にとって、敷居が高く、使うのをためらってしまう傾向にあると考えられます。当館は「利用制限」することが目的ではなく、「広く環境啓発」することが目的の施設です。

○ 「環境」の定義について広義に捉える

「環境（かんきょう、英語：environment）は、広義においては人、生物を取り巻く家庭・社会・自然などの外的な事の総体であり、狭義ではその中で人や生物に何らかの影響を与えるものだけを指す場合もある。特に限定しない場合、人間を中心とする生物・生態系を取り巻く環境のことである場合が多い。」
こうした定義を紐解くと、環境は人や生き物、家庭、社会、自

| | | |
|--|--|--|
| | <p>然と人間を取り巻くすべてを含むものと捉えられます。したがって、市民生活、市民活動のすべてが受け入れ可能であり、今後は狭義の環境にとらわれることなく、すべての市民活動を受け入れていただくようにご提案します。</p> <p>○ 利用時の目的で制約をかけるのではなく、敷居を低くして利用後の環境啓発効果を高める</p> <p>「利用したら環境配慮型施設を体験できた、環境を学べた、という施設へ」</p> <p>また、環境啓発を目的とした施設ということであれば、利用時に環境目的でないと利用できないという制約を強く設けるのではなく、敷居を低くして利用希望者を広く受け入れてはいかでしょうか。「利用してみたら環境のことについて学べた」ということになるように、利用開始時や利用中に、館の環境配慮機能のしくみの紹介や、快適性を体感してもらえるよう館の運営側で案内するように努めることの方が、より多くの来館者に環境啓発を訴えることができるようになるでしょう。</p> <p>2. 「利用率が低い」ということについて</p> <p>○ 広報の努力が足りないー「市民の多くはその存在すら知らない」だから利用が少ない</p> <p>利用率が低いのは、市報など、公共的な広報が市民に十分行き届いていないのではないのでしょうか。最寄りの警察署前交差点付近の道案内看板も目立たず、駅前からタクシー利用でも運転手に知られていません。</p> <p>○ 申込時の手間の大きさ、ハードルの高さが利用率を低くしている</p> <p>市内の他の公民館等ではオンラインで予約や、利用施設での利用料の支払いができますが、当館の利用申込みに際しては、事前に平日昼間に休暇をとって市役所の4階の環境政策課の窓</p> | |
|--|--|--|

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | <p>口に行って利用手続きと利用料の支払いをしないといけません。記入様式も予めダウンロードができず、その場で複写式の利用紙に手書きでの記入が求められるなど、利用希望者にとって非常に煩わしい手続きを要しています。この手続きの煩雑さ・所要時間の多さで多くの市民は使う前にあきらめてしまっています。この改善がない限り利用率の向上は望めません。</p> <p>3. 「利用料収入が少ない」ということについて</p> <p>○ 同じ中分類施設群の中では平均よりも高い利用率となっています</p> <p>当館の稼働率は公共施設カルテによると H30 年度は 11.1% ですが、R1・2 年度はともに 19.9% となっており、同じ用途の中分類施設平均値 13.7% よりも高い利用率となっています。</p> <p>○ 他の施設に比べて、利用料が高額のため、利用が少ない（収入も少ない）のではないか？</p> <p>定員 1 人当たりの料金では、環境楽習館は他館と比べて 2.5～10 倍もしています</p> <p>当館は、利用料が一室 1 時間あたり 200～250 円（半額免除規定あり）ですが、他館は無料であったり、100 円～500 円（半額免除規定ある施設もあり）であったりします。</p> <p>さらに、これを定員 1 人あたりの利用料で見ると、当館は 20～25 円/人・時であるのに対し、他館は、無料の他、2.8 円、7.6 円、8.3 円、高くても 10 円/人・時までと低く、2.5 倍～10 倍もする高額の利用料が科せられています。（比較した施設：市民会館（500 円/66 人・時、300 円/30 人・時）、公民館本館（無料）、上之原会館（100 円/12～30 人・時））</p> <p>○ 「利用料収入が少ない」ということだけが問題なのでしょうか？（無料の施設もある）</p> <p>市が公表している施設カルテを拝見すると、利用料の徴収を</p> | |
|--|--|--|--|

| | | |
|--|---|--|
| | <p>行っているどの施設でも、利用料収入よりも維持管理費・借料等の支出の方が大幅に上回り、利用料収入をけた違いに向上させない限り黒字経営とはなりません。</p> <p>また、行政使用の場合は利用料徴収がありません。そう考えた場合、一般利用よりもより公共的利用をする団体などには積極的に無料での貸し出しを行うなどの配慮が必要と考えられます。</p> <p>特に小金井市環境基本条例に位置付けられた小金井市環境市民会議から利用料徴収を得るということは、適した措置とは考えられません。市から少額の補助金が交付されていますが、利用料の支払いで「行ってこい」という形で相殺されており、補助金交付の意味が問われるものともなっています。</p> <p>■「④ 基本的な方針」について（環境配慮住宅型研修施設に係る記述全般について）</p> <p>1. 「小金井市気候非常事態宣言」の取組みとの連携の提案</p> <p>小金井市は、2022年初めに小金井市長と教育長が連名で「小金井市気候非常事態宣言」を発出しました。このことは初の快挙として、多方面から注目されています。しかし本当にその宣言の真価が問われるのは、これからの私たち小金井市民の行動にかかっています。</p> <p>そうした中で、この環境楽習館は、市の気候非常事態宣言を受けて、温暖化を逆転させるためのあらゆる環境的な取り組みを、ハードとソフトの両面で、市民に普及・啓発するための発信拠点として活かす必要があると考えます。</p> <p>他都市には殆ど例がない環境啓発拠点が小金井にあることは大変、幸運なことです。</p> <p>こうした観点から、環境楽習館の位置付けを「環境を楽しく学</p> | |
|--|---|--|

び・行い・発信する・アクティブなSDGs 拠点」＝環境教育の発信拠点と捉えていただくようにご提案します。また実際の館の運営に関しては、環境市民会議の他、広く市民に呼びかけて、使用用途の公募などを市としても広報していただくことをご提案します。

■「④基本的な方針」－＜計画的な施設更新＞について

「環境配慮住宅型研修施設は、特許技術を得た設備等の不具合によるサービスの低下や事故の発生、財政負担の増加を防止するため、保守管理業者が限定されない設備を導入します。」について

1. 「特許施設」という表記方法について

当館の維持管理者の話によれば、当館で特許技術を適用しているものはないという話を伺っています。ご確認ください。「特殊技術」「独自技術」といった表現の方が適切かもしれません。

2. 「保守管理業者が限定されない設備」ということについて

○ 既存設備の長寿命化による有効活用

公共施設として常時利用可能な状態で、維持管理が容易であることが望まれることは認識していますが、市として環境配慮型のライフスタイルを目指して本件に取組んだ経緯から、施設が先進的であるからこそメンテナンスには繊細さが求められるという側面もまた合わせ持っています。これについては市も一定の覚悟を持って臨んでいるものと思料します。

今後、竣工当初から備えた機能を可能な限り長寿命化により活かしつつ、気候変動に対応しながら、市民に一層親しまれる環境楽習施設として長く利用されることが強く望まれます。

○ 「環境楽習館」の名にふさわしい、設備導入の必要性

新たな設備導入がある際には、環境に配慮した適正技術の設備導入を市民にも開示して、広く意見を求めながら決定してい

| | | |
|--|--|--|
| | <p>ただきたいと考えます。</p> <p>当初の計画では、脱炭素化社会のための環境配慮住宅型研修施設として、東京都が補助金5千万を交付し、小金井市が土地を提供し、市民が企画・設計を行って、完成した画期的な施設ですので、この志を見失うことなく、理念を貫いていただきたいと考えます。また一般的な環境配慮技術（例：そよかぜ、木のサッシなど）を持っている工務店・建築家などにも参画していただき、広く市民に普及・啓発できる敷居の低い技術・設備の導入を希望します。</p> <p>3. 「設備の修繕及び更新の時期を迎えていることから利用実態や施設の設置効果等も踏まえて、将来の在り方を検討します。」ということについて</p> <p>○ 今後の運営・管理のあり方を検討する場「将来のあり方検討委員会」（仮称）の設置提案</p> <p>先にも触れましたが、小金井市が発出した「小金井市気候非常事態宣言」を受けて、この施設の重要性はますます増すばかりです。将来の在り方・検討委員会（仮称）等を設置して、広く市民の知恵・知見を集めて、SDGsの精神に乘っ取り、誰一人取り残さない方法で、運営方法や設備投資を公開型で進めていただきたいと考えます。</p> <p>○ オンライン設備の充実化</p> <p>新たな設備投資としては、収容定員の少ない当館の発信力を高めるため、他館では既に導入が始まったオンライン配信が同時に可能な設備を中心に、発信機能を充実することを提案します。広く市民館オンライン会議も可能となります。</p> <p>これによりハードの老朽化によるマイナス面をソフト＝運用・活用・発信拠点として補完し強化されます。環境学習のオンライン化によって活用を増やすことが可能となります。</p> | |
|--|--|--|

| | | |
|--|--|--|
| | <p>オンライン配信に関する参考情報：町田市にはオンライン・イベント専用のカフェがあります https://www.facebook.com/sohokeicafe/</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 屋根にソーラーパネルを増設し、蓄電池も設置し、100%オフグリッドで発電できるオフグリッド発蓄電システムを導入し、これによって地域の防災拠点（災害時・停電時のWiFi提供、携帯電話・電動アシスト自転車などの充電）としていただくことを提案します。 ○ 防災拠点として、ロケットストーブ（燃焼効率4倍の薪コンロ）なども常備し、災害時の炊き出しに使用できるようにする。 <p>■ソフト＝運用面での活用方策の提案 以下に運用アイデアを例示します。</p> <p>本公共施設等総合管理計画には、利用料収入についての言及があることから、利用増、収入増の実現を図るための取組を支援するための、予算（仮称SDGs活動支援非）を確保していくこと等を併せてご提案します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「SDGs道場」、「SDGsカフェ」等として、様々な環境活動、生活の知恵のワークショップや廃棄物を低減する暮らし方、省エネのアイデアの提案と実践を行う施設としての活用が考えられます。 ・ SDGs学習講座として、「環境楽習館の出来るまで」（動画10'14"）：http://youtu.be/MzcMxNONm68 <p>http://youtu.be/MzcMxNONm68</p> <p>「環境楽習館のさまざまな機能」「環境楽習館のイベント」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SDGs教育資格者による「SDGsワークショップ」 <p>1、暮らし方で出来る「温暖化ストップ・アクション」（展示・パネル展示）</p> | |
|--|--|--|

| | | |
|--|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 生ゴミを減らすコンポスト 1、バクテリア・デ・キエーロ 2、ミミズ・コンポスト 3、段ボール・コンポスト ・ 合成洗剤をやめて石鹸にしよう ・ 家の断熱を高めよう ・グリーンカーテン ・断熱カーテン ・木のサッシ ・二重サッシ ・ 小さなソーラー・パネルで作る小さな発電所=小型オフグリッド発電・蓄電キットの展示、ソーラーLED ライトの展示 ・ アンペア・ダウンで、ぐぐっと節電 ・ 家庭で出来るマクロビオティック（玄米菜食）・お手軽マクロビ料理教室 ・ ママさんシェフカフェ ・ 地産地消を楽しく元気にしよう！ オーガニック・マルシェ 随時開催（有機無農薬野菜の市） <p>2、市民活動に参加しよう！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小金井市内で活動するさまざまな環境活動家に、ワークショップや講座を開催していただく。 ・ ハケの大学、ハケのおいしい朝市、またエコ・ウォーキング・ツアーなどの集合・出発・シェアリング拠点に使っていただく。 ・ トランジション寺子屋：トランジション活動のあれこれ・始め方・楽しみ方（by トランジション・ジャパン） 例：トランジションを生きる（Digest 版4' 56"） <p><https://youtu.be/Ijcpv3-ebik> https://youtu.be/Ijcpv3-ebik</p> <p>3、情報発信・アーカイブ化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記活動のオンライン配信とアーカイブ化（動画などのYouTube アップロード=WEB への掲載） ・ オンライン上映会=新しい暮らしかた・考え方・気候危機時代の暮らし方・を描いた映画・動画など。 （ローカリゼーション、トランジションタウン活動、エコビ | |
|--|---|--|

| | | | |
|----|-------------------|---|---|
| | | <p>レッジなど) (by トランジションタウン小金井)</p> <p>例：未来紀行トレーラー（5分30秒） https://youtu.be/hsmV81oA05U https://youtu.be/hsmV81oA05U</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境学習市民連合大学・シリーズ講座 (by 環境市民会議・学習部会) <p>例：環境学習原論第4回「気候危機の時代に求められる暮らしと考え方と実現の道」(動画81'46") https://youtu.be/xCEtHk2_Guw</p> <p>4、SDGs 円卓会議の設置</p> <p>上記活動を通じて、市内環境活動団体や農業者・事業者とネットワークを構築し、定期的にSDGs 円卓会議を開催し、共通の問題を見つけ、協働・互助・補完・関係を模索する。</p> <p>5、SDGs ギャラリー</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体と共催で、市内の美景・絶景・楽景・SDGs 活動の写真の展示。 <p>例：「小金井歳時記ダイジェスト」(9'16") https://www.youtube.com/watch?v=HySbrHZ4RLE</p> <p>以上です。どうぞよろしくご検討くださいますよう、お願いいたします。</p> | |
| 13 | 第4章 施設類型ごとの基本的な方針 | <p>第4章施設類型かたごとの基本的方針 第一節建築系公共施設施設 第三項社会教育施設 ページ74～76にかけて</p> <p>①「利用の範囲を環境関連のイベント、会合等に限定していることから、利用率が低く、利用料収入は大きくありません。」</p> <p>コメント→利用率が低い理由は利用の範囲を限定しているためではありません。市民への周知が足りず、施設の存在を知らない市民が多いからです。また、利用するための予約も他施設のような</p> | <p>75頁「③ 現状や課題」に記載の環境配慮住宅型研修施設における利用率の向上については、平成31年3月に小金井市環境配慮住宅型研修施設条例を改正し、利用範囲を緩和してきたところではありますが、今後、多くの市民の方々に利用していただけるように、施設の在り方を検討する中で、環境配慮住宅型研修施設の敷居を低くするとともに、空調設備を導入することによって、閉館している8月の極暑期や、極寒期も安定的に開館し、利用率の向上を図っていきたいと考えています。施設</p> |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>簡便な予約方法が取れないからです。 課題にはそれ相応の根拠が必要なことは、作成担当者は十分にご存じのはず。アンケート調査を事前に行っていたのなら、まずは資料として提示するべきです。公共施設の使命は使いやすさにあるとしたら、まずはアンケート調査を実施すべきです。 コメント→「利用の範囲」を「環境関連」に限定されていますが、「環境」をどのような範囲で考えて書かれたのか不明です。決して「自然環境」に限定された施設ではありません。「環境は人や生き物、家庭、社会、自然と人間を取り巻くすべてを含むもの」と捉えられています。広義には前向きにとらえていただくだけで利用者が増加します。 コメント→「十分な周知が徹底されず、予約方法などシステム上の使いにくさがあることから、利用率が低いことが課題です」と文言を修正してください。</p> <p>②「環境配慮住宅型研修施設は、特許技術を得た設備等の不具合によるサービスの低下や事故の発生、財政負担の増加を防止するため、保守管理業者が限定されない設備を導入します。また、設備の修繕及び更新の時期を迎えていることから利用実態や施設の設置効果等も踏まえて、将来の在り方を検討します。」</p> <p>コメント→気候変動が加速する中、今まで以上の酷暑に対応するための設備を取り入れることは理解できます。この施設はいかに自然のエネルギーを再利用して、できるだけ電力を使わない市民の暮らし方を提案している施設のため、他施設よりも電力消費量は極めて少ないと考えます。新しい「保守管理業者」によって毎月の電気使用量が増加するのであるのなら、「財政負担の増加を防止する」という目的にはなりません。 どの設備（壁や床材、水路、樹木等）を残していくのか、十分な</p> | <p>の申請方法については、今後、施設の在り方を検討する中で、小金井市環境審議会や関係団体等からの御意見を参考に検討していきたいと考えています。 同頁「④ 基本的な方針」の「計画的な施設更新」に記載の酷暑に対応するための設備の導入については、閉館している8月の極暑期や極寒期の安定的な開館に向け、施設の在り方を検討する中で、空調設備を含め、どのような設備や機器等を継続して使用していくのかを検討していきたいと考えています。 76 頁「市民サービスの向上」に記載の施設の維持運営については、多くの市民の方々に御利用いただけるように検討して行きたいと考えており、御意見を参考とさせていただきます。</p> |
|--|---|--|

| | | | |
|-----|----------------------|---|---|
| | | <p>配慮が必要です。長い目で、財政の負担をとらえていただきたい。 コメント→「電力消費量に配慮できる保守管理業者に依頼します。」に修正してください。</p> <p>③「環境配慮住宅型研修施設は、多様な市民が親しみやすい施設の維持運営を推進します」 コメント→小金井気候変動非常事態宣言を掲げる小金井市が、いかに自然のエネルギーを利用して電力消費を抑えることが出来る暮らし方を学んでもらうことができる唯一の場です。そのため「学びの場」という理念を含む「環境配慮住宅型研修施設」の名称を変更しないでいただきたい。 コメント→「環境配慮住宅型研修施設は、多様な市民は学び合い、親しみやすい施設の維持運営を推進します」に修正してください。</p> | |
| 1 4 | 第4章 施設類型ごとの基本的な方針 | <p>・小学校の余剰スペースの活用について</p> <p>1. 学童の利用 児童館に学童が設置されているところは小学校内に場所を移し、校庭や体育館・図書室等も利用し、体を思いきり動かしたり様々なイベントを行ったりする等、子どもたちに豊かな放課後や長期休みを過ごしてほしい。</p> <p>2. 放課後子ども教室の活用 学童利用児童だけではなく全ての子どもたちが放課後や長期休みに安全に安心して過ごせる場所として小学校を利用してほしいです。そのことで、学童を利用できなくなった保護者が働き方を変えざるを得なくなるいわゆる“小4の壁”が解決されることを願います。小金井市でも学童との一体化が進み、新・放課後子ども総合プランの具現化を推進してほしいです。</p> | <p>学校については、63頁に記載のとおり、35人学級への対応による教室数不足への対応を喫緊の課題とするとともに、将来的な児童・生徒数の動向を見据え、空き教室の有効活用を図ることとし、子育て支援の充実を図る観点から、学童保育所や放課後子ども教室等の関係各課との連携を掲げています。関係各課の理解と協力を得ながら、適切に推進してまいります。</p> |
| 1 5 | 第4章 施設類型ご | <p>・小金井市公共施設等総合管理計画（案）第6項 子育て支援施設 ④ 基本的な方針 について</p> | <p>84頁「④ 基本的な方針」については、「新たな保育業務の総合的な見直し方針（案）」で市民の皆様にお示ししている内</p> |

| | | |
|-----------------|---|---|
| <p>との基本的な方針</p> | <p>1. 「建築後 50 年程度が経過している、くりのみ保育園、わかたけ保育園及びさくら保育園については、施設の老朽化と市内全体の保育定員の充足状況などから、今後、段階的に保育定員の縮小した後に廃園していく予定です。」とはどういう意味でしょうか。予定とは辞書的な意味では「あらかじめ決めておく」「前もって見込む」等の意味がありますが、現在公立保育園 2 園について廃園方針案が出ている状態であって 3 園の廃園は「予定」とはなっていないと認識しています。</p> <p>本パブリックコメントと並行して公立保育園の段階的縮小についてもパブリックコメントが行われている件について「予定」と記載されるのは、行政として公立保育園廃園について強権執行しようとしているようにしか読み取れませんので、この基本方針については激しく反対いたします。</p> <p><安心・安全の確保>には「長寿命化改修や建替えの検討と合わせ、各施設の将来の在り方に関する検討を行い、適切に対応します」と記載がありますが、公立保育園廃園方針においては民営化については検討されてきましたが、「廃園」については検討されてきていません。</p> <p>全体として素晴らしい計画だと思っておりますが、現在進行形でこの計画とは異なる行政が進められているので、この計画案を進めるのであれば、すでに動いている案件についてもこの計画案に沿った対応を強く求めます。</p> <p>2. 9 つの実施方針 方針 6 統合や廃止では「客観的な検討フローの確立、意思決定の透明性・継続性」、公共施設の在り方・総量見直しのパターン例では「慎重な判断と市の説明責任の重要性」と説明されていましたが、この第 6 項 子育て支援施設についてはそれが行われていないと認識しています。</p> | <p>容を要約して記載したものであり、決定事項としてお伝えしている主旨ではございません。御指摘を踏まえ、「<u>廃園とする方針案を提案しています。</u>」と修正いたします。</p> <p>市民の皆様との情報共有については、59 頁「第 4 節 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策」において「市民の皆様との情報共有を図りながら真に必要な公共施設等の適正な管理の実現を目指します。」としています。また、動画の中でもご説明しましたように、施設の廃止に当たっての重要性の高い方策としています。今後、公共施設等総合管理計画の推進に当たり、頂きました御意見を参考とし対応させていただきます。</p> |
|-----------------|---|---|

| | | | |
|----|----------------------|---|--|
| | | <p>市民・保護者説明会については参加者から継続した対話の求めがあったにも関わらず市長の「総合的な判断」のもと、一方的に終了されました。そして、条例提案についての説明会も行われないうままパブリックコメントが行われました。前述しましたが、民営化については検討されましたが、廃園については客観的な検討がされたとは言えません。このような現実を目の前にしたときに、このような素晴らしい説明された内容が今後他の事業でも本で行われるのか非常に不安です。</p> <p>本計画案は企画政策課が尽力されて作成されたものかと存じますが、本当にそれが実現されるのかと不信感が募ってしまっています。</p> <p>・計画案の説明動画が分かりやすかったです。膨大な資料を市民に分かりやすく伝える工夫をありがとうございます。様々な視点から進化を続けている計画であることがよく分かり、また歴代の担当の方々が尽力されてきていることを感じました。この素晴らしい計画が、表面的な計画になったり綺麗な言葉でまとめられたりするのではなく、限られた財源を知恵を尽くして活用するものであること、本当に市民に寄り添って具現化される市民のための計画となることを心から願っています。</p> | |
| 16 | 第4章 施設類型ごとの基本的な方針 | <p>ご意見：84ページ</p> <p>「小金井保育園、けやき保育園は、躯体の健全性に概ね問題がないことから、計画的な改修等を目指します。」</p> <p>小金井保育園は、建築年度が昭和58年であり、数年後には建て替え問題が発生する。積立予算の計画の有無について記載すべきと考える。</p> <p>現時点で、計画がない場合でも建て替え費用の計画はありません。と記載しておかないと、市民に現実が伝わらない。あわせ</p> | <p>本計画については、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現ことを目的として、施設類型ごとの基本的な方針をお示ししているものになります。個別の施設ごとの整備方針については、個別施設計画に基づき検討するものと考えています。</p> <p>84頁「④ 基本的な方針」については、「新たな保育業務の</p> |

| | | | |
|----|----------------------|--|---|
| | | <p>て、改修で済むのはいつまでなのかも明記すべきと考える。</p> <p>「建築後 50 年程度が経過している、くりのみ保育園、わかたけ保育園及びさくら保育園については、施設の老朽化と市内全体の保育定員の充足状況などから、今後、段階的に保育定員の縮小した後に廃園していく予定です。また、廃園後の跡地利用については、これまで長い間、本市の子どものために活用してきた経過を踏まえ、将来を見据えて活用方法を検討していきます。」と記載されているが、これでは廃園が決定事項と読み取れる。</p> <p>廃園は市が提案しようとしているだけであり、条例改正案は可決はおろか、提案すらされていない状態である。</p> <p>廃園したいからと言って、市が情報操作をする事は許されない。市民に正確な情報を伝えるべきであると考えため、「～廃園の提案を検討しており、令和 4 年 2 月 25 日(金)までパブリックコメントを募集しております。廃園案について議会に提案し、可決された場合には跡地利用について～」のような記載に修正を求めます。</p> <p>以上。</p> | <p>総合的な見直し方針（案）」で市民の皆様にお示ししている内容を要約して記載したものであり、決定事項としてお伝えしている主旨ではありません。御指摘を踏まえ、「<u>廃園とする方針案を提案しています。</u>」と修正いたします。</p> |
| 17 | 第4章 施設類型ごとの基本的な方針 | <p>P84</p> <p>建築後 50 年程度が経過している、くりのみ保育園、わかたけ保育園及びさくら保育園については、施設の老朽化と市内全体の保育定員の充足状況などから、今後、段階的に保育定員の縮小した後に廃園していく予定です。また、廃園後の跡地利用については、これまで長い間、本市の子どものために活用してきた経過を踏まえ、将来を見据えて活用方法を検討していきます。</p> <p>こちらの件は 2/25 締切であった「小金井市立保育園条例の一部を改正する条例（案）」のパブコメで公立保育園の廃園方針とともに</p> | <p>84 頁「④ 基本的な方針」については、「新たな保育業務の総合的な見直し方針（案）」で市民の皆様にお示ししている内容を要約して記載したものであり、決定事項としてお伝えしている主旨ではありません。御指摘を踏まえ、「<u>廃園とする方針案を提案しています。</u>」と修正いたします。</p> |

| | | | |
|----|----------------------|---|---|
| | | <p>に市民から意見募集中であったものと思います。</p> <p>意見を募集中ということは方針としては決定していないということであると思われるため、このような書き方には大きな違和感を覚えます。</p> <p>予定です、というのはかなり断言的であり、他の公共施設の事例を見ても、このレベルでは「検討する必要がある」というような書き方が妥当ではないかと思われます。</p> <p>また市議会からも「公立保育園の廃園方針（案）を巡り混乱を招いていることに対し猛省を求める決議」が可決しており、客観的に見ても廃園方針が承認されたとは思えない状況ではないでしょうか。</p> <p>このような強引な記述をすることは市民参加や議会を蔑ろにしていると言わざるをえません。</p> <p>以上ご検討よろしくお願いたします。</p> | |
| 18 | 第4章 施設類型ごとの基本的な方針 | <p>84 ページ</p> <p>「現在、市内認可保育所の総定員数の 8 割超を民設の保育園が占めています。」「市内全体の保育定員の充足状況などから、(公立園は) 段階的に廃園の方向」との記述について</p> <p>① なぜ、市内で 8 割を超える民設の保育園では保育定員の調整を行わないのか。</p> <p>民設園の方が数が多いため、それぞれの施設で少数ずつ調整を行えば、公立園を廃園にする理由のうち、一つはなくなるはずである。</p> <p>しかし、市がこのような方法をとっていないことから、公立園で調整を行うという合理的理由がどこかに存在するものと考えられる。</p> <p>検討されずに公立園で人数調整をするという方針であるなら</p> | <p>本計画は、人口減少、少子高齢化等によるサービス需要の変化や財政見通し等を踏まえ、公民連携により様々な工夫を凝らすことが必要であるものと認識しています。老朽化対策を行う場合にも同様であり、保育サービスの維持、向上を図るための選択肢として民間活力の活用が重要であると考えています。民間保育所の活用により、保育サービスの拡充等、保育事業の活性化が図られるものと考えています。頂きました御意見につきましては、今後、保育施策の進展を図る中で、対応してまいります。</p> |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>ば、根本的に再検討する必要がある。なぜならば、これはこれからの子育て世代の子育ての在り方に直結する問題であり、市には市民への説明責任が課されているためである。</p> <p>ちなみに、令和4年度の保育園児募集に関し、さくら保育園では0歳児の一次募集で空きがあったにも関わらず、二次募集がかからなかった。一次募集の倍率は2倍であり、入所を希望している市民がいるにも関わらず、市がその門戸を閉ざすのは許される方法ではない。</p> <p>この点に関し、2月に保育課に見解を問うたところ、「民間園に配慮した」との返答であった。民間園に配慮するのではなく、市民に配慮すべきであること、公立園で人数調整を行うことに合理性がないのであれば、このような手法は止めるべきである旨を伝えたところ、「意見を受け止め、その結果は二次募集枠をどうするかで発表する」との返答であった。そして一週間後に二次募集枠が0から4に増やされた。</p> <p>これは、民間園に配慮して公立園で人数調整を行う方法に合理性がないことの証明である。市は、一旦公立園で人数調整することの非合理性を認めたにも関わらず、未だに「公立園で市内全体の保育人数の調整を行う」という記述をしている。市の行動と主張が矛盾しているため、市はこの手法についての合理性を説明すべきである。</p> <p>② また、上記の点に関し、今回の資料では公立園を廃園にするリスクが全く記載されていない。市は、市内全体の保育定員数を調整する際に、民設園でこれを行う場合と公立園で行う場合のそれぞれのメリットとデメリットは検討されたのか。</p> <p>物事には必ずメリットとデメリットが存在する。市の政策は、市民の人生に大きくかかわることであるため、公立園を廃園に</p> | |
|--|---|--|

| | | | |
|--|--|---|--|
| | | <p>するという方針が市民にどのような影響を与えるのか、将来にわたりある程度長期的な影響を検討する必要がある。</p> <p>今回の資料および、すでにパブコメが締め切られている保育園の廃園案に関する資料では、この点に関する説明が全くなく、どのような検討の結果公立園を廃園にするという方針が出てきたのか、市民へのメリットとデメリットはどのようなものがあるのかについて、市の検討内容が市民には全く見えず理解できない。</p> <p>公立園廃園に対する市民へのメリットとデメリットの検討内容とその資料を市民に提示し、市として説明責任を果たすべきである。</p> <p>③ 「民設の施設に対し補助金を交付する形で保育園の整備を進め待機児解消に努めていきます。」</p> <p>以前締め切られた保育園の廃園に関する資料では、公立園を廃園にする理由として、市として公立園を存続させるだけの資金がないことが強調されていた。また、保護者説明会においても、この点が強調されていた。</p> <p>しかし、今回の資料では、上記のように「民設の施設に対し補助金を交付」と明記されている。公立園を維持させることには資金を使わないのに、なぜ民設園には交付する補助金があるのか。</p> <p>この点に関し、市民として疑問がある。市民として、市にわかりやすく説明をしていただきたい。</p> <p>④ 「待機児童解消に向けて取り組んできた結果、定員割れが生じている」との記載について。</p> <p>定員割れが生じたのは、市が民設園を立て続けに建てたから</p> | |
|--|--|---|--|

| | | | |
|----|------------------------------|--|---|
| | | <p>である。人気のない園に定員割れが生じるのは当然のことである。市場原理が働く結果、人気のない園やニーズのない園が撤退していくことで市内における保育の質がある程度保たれるという側面があるはずである。</p> <p>しかし、このまま民設園撤退を防ぐための手段として公立園廃園を進めれば、ニーズの低い民設園が残ることになり、ニーズのある公立園が市民や保護者の反対にも関わらず市内から半数以上消えることになる。</p> <p>この点に関し、市はどのようにリスクマネジメントを行っているのか。全く資料がないため、説明を求める。</p> | |
| 19 | <p>第4章 施設類型ごとの基本的な方針</p> | <p>P74 文化施設</p> <p>●文化財センターについて</p> <p>現在保有する文化財は図書館と一体の保管にし、研究・調査が円滑に行えるよう集約した方が良い。</p> <p>浴恩館の建物は青年団講習所で行っていた活動の理念を引き継いだ機能を持たせ、公園、公民館と一体で青少年育成のための施設として整備してほしい。</p> <p>市民参加で歴史的な経緯を踏まえた今後のあり方を検討する会議体を設置してはどうか。</p> <p>●環境楽習館について</p> <p>気候危機の今、環境問題の情報発信基地として新たな運用について市民参加で議論するべきではないか。</p> <p>小金井市環境市民会議でも話し合われているが、もっと広く市民とともに利用方法を考え、市民協働で運用してほしい。</p> <p>滄浪泉園と隣接している立地も生かして、気候非常事態宣言で推進するとした環境学習の拠点となると良いと思う。</p> <p>床に座れるので赤ちゃん連れで利用しやすく、キッチンもある</p> | <p>文化財センターについては、75、76頁「④ 基本的な方針」に記載のとおり、施設の有効活用の観点から、歴史的価値の保存や資料の公開の場として有効利用を図るとともに、文化財の内容に応じて、保管の在り方の検討を行うこととしています。今後、施設の在り方を検討する際には、頂きました御意見を参考とさせていただきます。</p> <p>環境配慮住宅型研修施設については、75、76頁「④ 基本的な方針」に記載のとおり、将来の在り方を検討することや、多様な市民が親しみやすい施設の維持運営に努めることとしており、今後の取組を進めるに当たっては、頂きました御意見を参考とさせていただきます。</p> |

| | | | |
|----|----------------------|--|---|
| | | という特性を生かして、若い子育て世代をターゲットに、例えば「食」をテーマとした環境活動に重点を置くなど、特色ある運営を期待します。 | |
| 20 | 第4章 施設類型ごとの基本的な方針 | P84 保育施設 ●「建築後 50 年程度が経過している、くりのみ保育園、わかたけ保育園及びさくら保育園については、施設の老朽化と市内全体の保育定員の充足状況などから、今後、段階的に保育定員の縮小した後に廃園していく予定です」とあるが、まだ案の段階で議会でも議論が続きパブコメ結果も未発表であるのに、あたかも決定事項のように記していることは大きな問題である。検討段階であることを明確にし訂正文を出すべきだ。 | 84 頁「④ 基本的な方針」については、「新たな保育業務の総合的な見直し方針（案）」で市民の皆様にお示ししている内容を要約して記載したものであり、決定事項としてお伝えしている主旨ではございません。御指摘を踏まえ、「 <u>廃園とする方針案を提案しています。</u> 」と修正いたします。 |
| 21 | 第4章 施設類型ごとの基本的な方針 | 84 ページ「今後は市内定員の総量等の状況も見ながら、更なる定員の確保が必要な際は、民設の施設に対し補助金を交付する形で保育園の整備を進め待機児解消に努めていきます。」について。 市立保育園の廃園案について、市からは「建物が古く安全を確保できない。建て替えの費用がないので苦渋の決断で廃園にする。」と説明されてきました。民間園に交付する補助金はあるのですか？理解できません。 同ページ「建築後 50 年程度が経過している、くりのみ保育園、わかたけ保育園及びさくら保育園については、施設の老朽化と市内全体の保育定員の充足状況などから、今後、段階的に保育定員の縮小した後に廃園していく予定です。」について。 市立保育園3園の廃園については条例が可決された訳でもなく、多くの反対の声があるにも関わらずそれを無視して決定事項として市民に公表する姿勢に疑問を感じます。 | 本計画は、人口減少や少子高齢化等によるサービス需要の変化や財政見通し等を踏まえ、公民連携により様々な工夫を凝らすことが必要であるものと認識しています。老朽化対策を行う場合にも同様であり、保育サービスの維持、向上を図るための選択肢として民間活力の活用が重要であると考えています。 84 頁「④ 基本的な方針」については、「新たな保育業務の総合的な見直し方針（案）」で市民の皆様にお示ししている内容を要約して記載したものであり、決定事項としてお伝えしている主旨ではございません。御指摘を踏まえ、「 <u>廃園とする方針案を提案しています。</u> 」と修正いたします。 |
| 22 | 第4章 施設類型ご | 84 ページ「今後は市内定員の総量等の状況も見ながら、更なる定員の確保が必要な際は、民設の施設に対し補助金を交付する形 | 本計画は、人口減少や少子高齢化等によるサービス需要の変化や財政見通し等を踏まえ、公民連携により様々な工夫を凝ら |

| | | |
|-----------------|--|---|
| <p>との基本的な方針</p> | <p>で保育園の整備を進め待機児解消に努めていきます。」について。</p> <p>市立保育園の廃園案について、市からは「建物が古く安全を確保できない。建て替えの費用がないので苦渋の決断で廃園にする。」と説明されてきました。民間園に交付する補助金はあるのですか？理解できません。</p> <p>同ページ「建築後 50 年程度が経過している、くりのみ保育園、わかたけ保育園及びさくら保育園については、施設の老朽化と市内全体の保育定員の充足状況などから、今後、段階的に保育定員の縮小した後に廃園していく予定です。」について。</p> <p>市立保育園3園の廃園については条例が可決された訳でもなく、多くの反対の声があるにも関わらずそれを無視して決定事項として市民に公表する姿勢に疑問を感じます。</p> | <p>すことが必要であるものと認識しています。老朽化対策を行う場合にも同様であり、保育サービスの維持、向上を図るための選択肢として民間活力の活用が重要であると考えています。</p> <p>84 頁「④ 基本的な方針」については、「新たな保育業務の総合的な見直し方針（案）」で市民の皆様にお示ししている内容を要約して記載したものであり、決定事項としてお伝えしている主旨ではございません。御指摘を踏まえ、「<u>廃園とする方針案を提案しています。</u>」と修正いたします。</p> |
|-----------------|--|---|

※提出された意見は、原則として全文を掲載します。